

個人情報保護規程

(目的)

第1条

この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第6条第3項及び第8条の規定に基づき、個人情報取扱事業者である当法人が行なう個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するために定めるものであり、厚生労働大臣が法を執行する際の基準とする。

(基本的な考え方)

第2条

個人情報の取扱いについては、法第3条において「個人の情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取扱う全ての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らねばならない。

保育園に於いては、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあり、社会福祉分野は個人情報の適正な取扱いが強く求められる分野であると考えられる。

例えば、①保育園における園児の生活記録や評価。②保護者の就業状況③住所・電話番号等④家族構成、等特に適正な取扱いが強く求められる情報であると考えられる。法の趣旨を踏まえ当園においては、個人情報の適正な取扱いが確保され、遵守されるよう努力する。

(措置の透明性の確保と対外的明確化)

第3条

法第3条では、個人の人格尊重の理念の下に個人情報を慎重に扱うべきことが指摘されている。

個人情報保護に関する考え方や方針（プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）及び個人情報の取扱いに関する規則を策定し、それらを対外的に公表することが求められる。又、サービス利用者から当該本人の個人情報がどのように取扱われているか等について知りたいと言う求めがあった場合は、当該規則に基づき、迅速に情報提供を行うべきである。

尚、利用目的等を広く公表する事に付いては、以下のような趣旨があることに留意すべきである。

1. 福祉関係事業者で個人情報が利用される意義について、本人等の理解を得ること。
2. 福祉関係事業者において、法を遵守し、個人情報保護の為積極的に取組んでいる姿勢を対外的に明らかにすること。

(責任体制の明確化と窓口の設置等)

第4条

個人情報の適正な取扱いを推進し、漏洩等の問題に対処する為、個人情報の取扱いに関し、専門性と指導制を有し、全体を統括する組織体制・責任体制を構築し規則の策定や安全管理措置の計画策定及びこれらの実施を効果的に行える体制を構築することに努める。

又、福祉サービスの利用者本人等に対しては、利用開始時等に個人情報の利用目的を説明するなど、必要に応じて分かりやすい説明を行う必要があるが、加えて福祉サービスの利用者等が疑問に応じた内容を、何時でも気軽に問い合わせることが出来る窓口機能を確保する。

(情報保護責任者の指名)

第5条

個人情報の保護の為、保護者の社会性や客観性を重視し、保護者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため、公平・中立な立場に有る者を指名する。

1. 情報保護相談員は、1名とする。
2. 情報保護責任者は、理事会において選考し理事長が任命する。
3. 情報保護責任者が、不在の時は、園長がその任務を代行する。
4. 情報保護相談員は、次に掲げる業務を行う。
 - ①保護者に連絡等の緊急の要件が発生した場合は、情報保護責任者に内容を報告し許可を得る。
 - ②情報責任者の許可を受けた後、保護者に連絡等を行う。
 - ③保護者からの情報保護に関する受付をする。
 - ④保護者からの情報保護に関する助言。
 - ⑤情報保護に関する事案の改善状況等の報告聴取を行う。

(情報保護相談員の任期)

第6条

1. 情報保護相談員の任期は、2年とする。但し、相談員の欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
2. 情報保護相談員は、再任する事が出来る。

(保護者への周知)

第7条

個人情報の保護の為、相談員は保護者に対し個人情報保護の仕組みに付いて周知を図るものとする。

附則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。